

(令和5年12月5日時点)

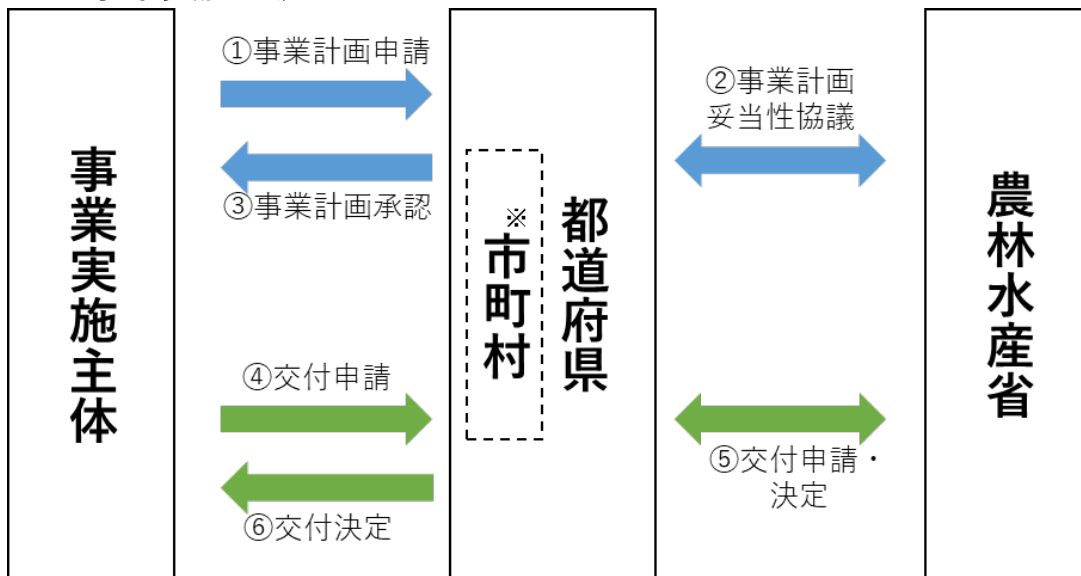
【令和5年度補正予算】 高温対策栽培体系への転換支援 概要

I. 事業趣旨・概要

令和5年は6月から9月にかけて、我が国の平均気温として観測史上最高値を記録することとなり、前例のない記録的な猛暑に見舞われたことから、農作物の品質低下や収量減少など農業経営に大きな影響が発生しました。地球温暖化が進む中で、このような異常高温を含めた極端な気象現象は、今後も継続的に発生することが想定され、環境変動に適応した安定的な食料等の生産を行うための効果的な対策を講じることが喫緊の課題となっています。

このためには、高温耐性品種の導入、土づくりや追肥、病虫害管理、作期の変更等の対策について、産地ごとの事情に即した知見を農業者に共有することが必要であることから、各産地の実情に合わせた新品種や新技術の導入実証を支援し、高温環境に適応した栽培体系への転換を図ります。

II. 事業実施の流れ



※事業計画、交付申請・決定を市町村経由とするかは、都道府県で判断

III. 事業の内容

1 事業実施主体

以下のいずれかとします。

- ①農業者の組織する団体（原則年間150日以上農業に従事している農業従事者が5名以上）
- ②地域農業再生協議会
- ③その他協議会（都道府県又は市町村及び農業者の組織する団体の参画が必須）
- ④都道府県

2 事業メニュー

高温対策栽培技術等を実証するための下記取組を支援対象とします。

- (1) 栽培実証ほ場の確保（農業者からの実証ほ場借上げ）
- (2) 土壌分析、堆肥施用等の土づくり
- (3) 種子・苗の確保、播種・定植
- (4) 肥料の施用
- (5) 農薬の散布
- (6) 遮光資材、細霧冷房の導入
- (7) 生育調査、病虫害発生状況調査
- (8) 収量・品質・病虫害被害調査
- (9) 食味試験・実需者による品質評価
- (10) その他栽培実証に直接必要な取組

※栽培実証に直接要しない費用は支援対象となりません。

3 補助率・上限事業費

補助率は事業費の2分の1以内とします。また、事業実施主体ごとの補助上限額は600万円とします。

4 支援対象となる品目

現に気温上昇による栽培リスクが明らかとなっており、今後夏季の高温対策を要すると都道府県が認めた農作物を対象とします。

5 実施基準

事業採択に当たって、以下の要件を満たす必要があります。

- (1) 事業実施年度の翌年度までに、実証を踏まえた高温対策栽培体系を記載した栽培暦等を作成すること。ただし、既存の栽培暦等を更新することも可とする。
- (2) 目標年度までに、「Ⅳ．採択について」において選択したポイントを満たす取組を行うこと。
- (3) 事業の内容が事業交付等要綱に照らして適切であり、かつ、成果目標の達成に直接結びつくものであること。

6 目標年度

事業終了年度の翌々年度とします。

IV. 採択について

下記区分（１）又は（２）から１つを選択してください。（３）から（５）は条件に当てはまる場合は選択することができます。予算の範囲内で、これらの合計ポイントの高い順に、事業実施主体ごとに採択します。

（事業実施主体が複数の品目に取り組む場合）

（１）又は（２）について、取り組む品目ごとの導入面積又は取組面積を合計し、当該品目数で除して割合を算出し、その割合に応じたポイントとしてください。（３）は、取り組む品目の最上位等級比率の平均値による低下ポイントとしてください。（４）又は（５）は全ての品目について取り組む必要があります。

なお、同ポイントの場合は要望額の低い事業実施主体から優先的に採択します。

区分	基準	ポイント
（１）	令和５年産から目標年度にかけて、高温耐性品種※の導入面積の割合の増加ポイント ※都道府県が高温障害に対応し得ると認める品種	10ポイント以上……10ポイント 8ポイント以上……8ポイント 6ポイント以上……6ポイント 4ポイント以上……4ポイント 2ポイント以上……2ポイント
（２）	令和５年産から目標年度にかけて、高温対策に資する取組（高温耐性品種の導入を除く）面積の実施割合の増加ポイント	15ポイント以上……10ポイント 12ポイント以上……8ポイント 9ポイント以上……6ポイント 6ポイント以上……4ポイント 3ポイント以上……2ポイント
（３） 加算	過去５年間（平成３０年から令和４年産の５中３）と比較した令和５年産の最上位等級比率の低下ポイント ※「５中３」は、過去５年間（平成３０年～令和４年）のうち、最低年と最高年を除いた３年平均をいう。	30ポイント以上……5ポイント 24ポイント以上……4ポイント 18ポイント以上……3ポイント 12ポイント以上……2ポイント 6ポイント以上……1ポイント
（４） 加算	事業実施期間において、品種や栽培方法の変更について、実需者や消費者との意見交換を実施	2ポイント
（５） 加算	事業実施開始時点で、事業実施地域が、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１９条第１項に規定する地域計画をいう。）を定めていること。	2ポイント

V. 問合せ先について

問合せ部署	所管地域	電話番号
農林水産省 穀物課 園芸作物課 果樹・茶グループ 地域作物課		03-6744-2108 03-6744-2113 03-6744-2117 03-3502-5963
北海道農政事務所 生産支援課	北海道	011-350-7658 (水田・畑作) 011-330-8807 (園芸作物他)
東北農政局 生産振興課 園芸特産課	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	022-221-6169 022-221-6193
関東農政局 生産振興課 園芸特産課	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、 神奈川、山梨、長野、静岡	048-740-0409 048-740-0434
北陸農政局 生産振興課 園芸特産課	新潟、富山、石川、福井	076-232-4302 076-232-4314
東海農政局 生産振興課 園芸特産課	岐阜、愛知、三重	052-223-4622 052-223-4624
近畿農政局 生産振興課 園芸特産課	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	075-414-9020 075-414-9023
中国四国農政局 生産振興課 園芸特産課	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、 香川、愛媛、高知	086-224-9411 086-224-9413
九州農政局 生産振興課 園芸特産課	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、 鹿児島	096-300-6227 096-300-6247
沖縄総合事務局 生産振興課	沖縄	098-866-1653